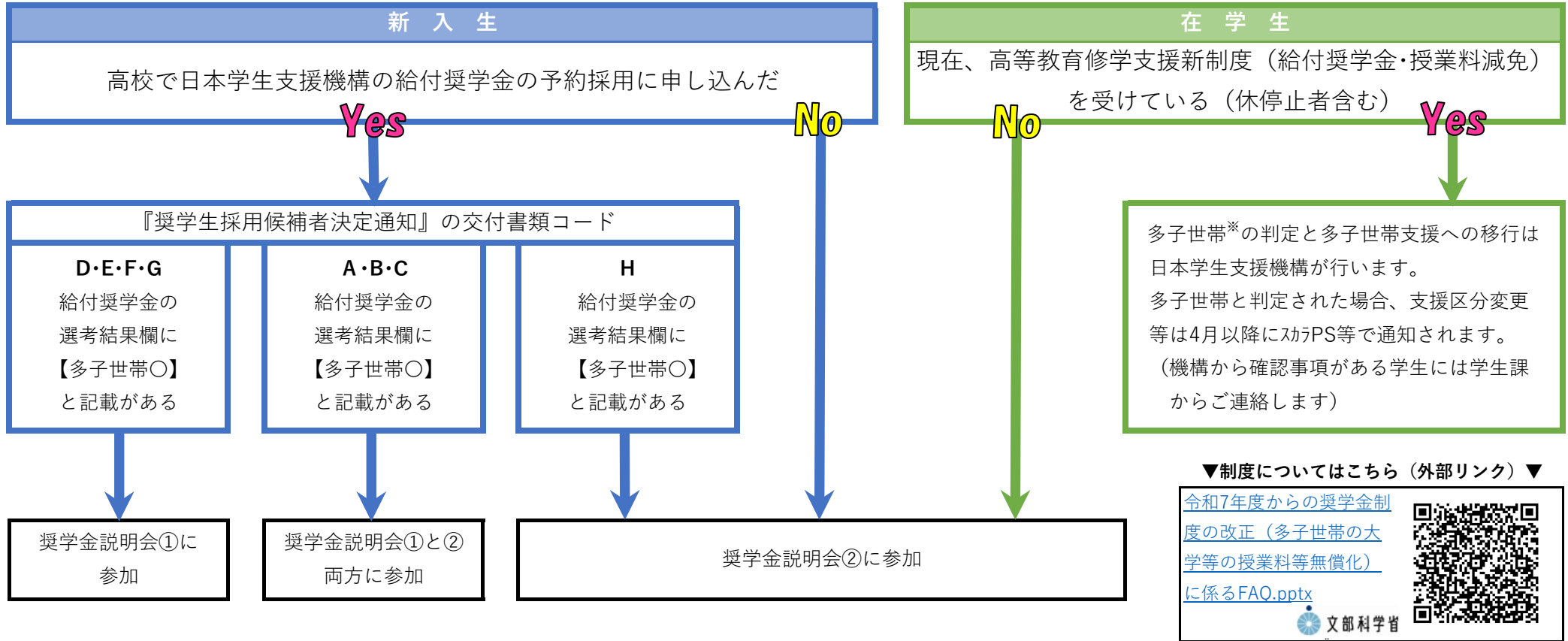


令和7年度「高等教育の修学支援新制度」における多子世帯[※]支援拡充について

多子世帯[※]支援を受けるためには大学が実施する奨学金説明に参加し、所定の手続きを行う必要があります。

支援を希望する方は下記の通り、該当する奨学金説明会に参加してください。



◇奨学金説明会① 4月10日(木)9:30～11:30 場所：6-201教室

日本学生支援機構貸与奨学金予約採用者(新入生)対象説明会・高等教育修学支援新制度(給付奨学金・授業料減免)予約採用者(多子世帯含む)(新入生)対象説明会

◇奨学金説明会② 4月10日(木)13:30～14:15 場所：6-201教室

高等教育修学支援新制度(給付奨学金・授業料減免)新規申込者(多子世帯含む)(全学年)対象説明会

◇奨学金説明会③ 4月10日(木)14:30～15:30 場所：6-201教室

日本学生支援機構貸与奨学金新規申込者(全学年)対象説明会

※多子世帯については次ページ参照

多子世帯以外（一子・二子世帯）の場合、予約採用者の方（候補者決定通知の交付書類コードがA～G）は奨学金説明会①に、新規申込を希望する方は該当する奨学金の説明会②③に参加してください。

【多子世帯の要件（支援対象者）について】 「多子世帯」とは、どういう意味ですか。

⇒ 「高等教育の修学支援新制度」における「多子世帯」とは、扶養する子供が3人以上の世帯です。（本制度における「扶養」とは、家族や親族から経済的な支援を受けることであり、自治体へ納税する際に扶養する人数としてカウントされている方です。）

【扶養する子供の数の確認方法】

- 学生と生計維持者の「マイナンバー」を通じて、世帯で扶養している子供の数の情報を確認します。（扶養する子供とは、家族や親族から経済的な支援を受けることであり、自治体へ納税する際に人数としてカウントされている方です。）
- 子供の数の情報は毎年12月31日時点の「税法上の扶養」が基準となることから、高等教育の修学支援新制度を申し込む時期によって、情報の確認時期が異なることがあります。

【扶養する子の範囲】
税情報により確認できる生計維持者の被扶養者のうち、以下に該当する者
◇生計維持者の子（学生本人を含む実子・養子）
◇生計維持者の年下の親族（弟妹など）



高校3年生在籍時に「予約申込」を行う場合

※大学等へ進学前に、高校を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。

申込前年の12月31日時点の情報を確認します。

（申込前年での状況が「多子世帯」に該当するのか、よく御確認ください。）



大学等入学後に、春の「在学申込」を行う場合

※大学等へ入学後、大学等を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。

申込前々年の12月31日時点の情報を確認します。

（申込前々年での状況が「多子世帯」に該当するのか、よく御確認ください。）

大学等入学後に、秋の「在学申込」を行う場合

※大学等へ入学後、大学等を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。

申込前年の12月31日時点の情報を確認します。

（申込前年での状況が「多子世帯」に該当するのか、よく御確認ください。）

課税情報に反映されていない、申込以前に「新たに出生した実子」も申告により対象となります。
（令和7年4月に申込の場合、令和6年1月1日から令和7年3月31日までに出生した実子）

令和7年4月に新規（在学）申込を行う場合は、令和5年12月31日時点の扶養する子供の数となります。

※「高等教育の修学支援新制度」に採用後、毎年10月に、前年の12月31日時点の情報を確認し、「多子世帯」に該当するかどうかを確認します。